

練馬区区民協働推進会議設置要綱

平成22年7月28日

22練産地第880号

(設置)

第1条 練馬区区民との協働指針(平成22年3月策定)に基づき、区民と区との協働について、各活動主体と協議を行いながら推進するため、練馬区区民協働推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、つぎに掲げる事項を協議する。

- (1) 協働に関する区民への普及啓発事業に関する事項
- (2) 協働事業提案制度に関する事項
- (3) 協働事業評価制度に関する事項
- (4) 協働の拠点の整備に関する事項
- (5) 協働のコーディネーターの人材育成に関する事項
- (6) その他、区民と区との協働事業を進めるために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議の委員(以下「委員」という。)は、つぎに掲げる者とし、区長が委嘱する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 学識経験者 | 2人 |
| (2) 区内各種団体代表者 | 5人 |
| (3) 公募区民 | 4人 |
| (4) 区職員 | 2人 |

2 推進会議に座長および副座長を置く。

3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長が指名する。

4 座長は、推進会議の会議を主宰し、推進会議を代表する。

5 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の翌々年度の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 推進会議の会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成13年2月27日練企企発第245号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、地域文化部地域振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、推進会議の運営につき必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (平成24年 8 月 6 日24練地地第1122号)

この要綱は、平成24年 8 月 6 日から施行する。